

連邦巡回控訴裁判所(CAFC)が特許改革法案に関し上院司法委員長に書簡を提出
～中間上訴、損害賠償額算定条項に懸念を表明～

2007年5月23日
JETRO NY 澤井、中山

知的財産権者協会(IPO)の本日付ニュースによれば、連邦巡回控訴裁判所(CAFC)のミッチェル首席判事(Chief Judge)が3日付で、上院司法委員長のレーヒ議員(民、バーモント)、前同委員会知的財産委員長のハッチ議員(共、ユタ)あてに書簡を提出し、現在上程されている特許改革法案¹の一部に懸念を表明していたことが明らかとなった。²

CAFCが懸念を表明した規定は、①連邦地裁のクレームの解釈の決定に対する中間上訴(Interlocutory Appeal)³の導入、②損害賠償額の算定条項の改正の2項目。同書簡によると、これらの改正を行った場合、裁判の長期化により当事者のコストや裁判所の負担が増加し、改正によって得られる潜在的な利益を上回ると指摘している。

すなわち、中間上訴を導入した場合、CAFCは現在の約500件の受理件数が倍増し、審理期間も倍以上に長期化すると試算。また、不完全なクレーム解釈をCAFCがレビューすることとなり、非効率である点を指摘。さらに、公判を開かない略式判決(Summary Judgment)⁴から控訴するケースが過半数を占める現状を紹介しつつ、現行の法令及び実務において、改正を必要とするほどの深刻な問題は見当たらないなどとした。

また、損害賠償の算定条項の改正において、先行技術に帰属する経済的価値の算定等を裁判所に求めることは酷であるとした。その理由として、①ジェネラリストである判事は、広範囲に及ぶ複雑な経済的価値を算定する経験と専門性に欠けていること、②経済的価値を立証するための膨大なデータが提出されることにより、公判が長期化することを挙げている。そして、こうした新たな算定方法に習熟するためには、多年を要するのみならず、難解なデータを分析する専門家を雇用するなど膨大なリソースと限りない時間を費やす必要があると指摘している。

(了)

¹ [2007年4月18日付け知財ニュース「特許改革法案2007が第110議会に上程される」](#)を参照

² 書簡については、[こちら](#)を参照

³ 中間上訴とは、訴訟中に実体上・手続上の中間的争点についてなされた決定に対してその都度なされる上訴をいい、原則として許されない。しかし、中間上訴を認めたほうが事件の最終的解決に資するとした場合には、上級裁判所の裁量により許すことができるとするもの(英米法辞典より)。

⁴ 当事者に事実の争いがなく、事実認定のための公判を開く必要がない場合に出される判決